

情報セキュリティ対策等支援業務に関する受託事業者の公募について (募集要項)

情報セキュリティ対策等支援業務委託に関し、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり受託候補者を募集する。

1 目的

デジタル社会が進展する中、ICT やデジタル技術の活用に当たっては、その前提として、不正アクセスやウイルス感染、盗難や紛失など様々なリスクに対して、市民の個人情報をはじめとした情報資産の保護に万全を期することが不可欠である。

そのため、本市では、これまでから「京都市情報セキュリティ対策基準」をはじめとした情報セキュリティ関係規定を定め、技術的及び組織・人的な観点から多層的な対策を講じてきたところであるが、近年、サイバー攻撃がますます高度化し、増加する中においても、本市が保有する個人情報をはじめとした情報資産の漏えい事案を生じさせないことが極めて重要となっている。

また、令和3年8月の「行財政改革計画」の策定、令和4年1月の「京都市DX推進のための基本方針」の策定に伴う「ITガバナンスの更なる強化」を具現化するため、高度な知見を有するIT専門家の参画の下、各情報システム主管課が構築する情報システムの調達仕様や調達経費の適正化、費用対効果の向上を図ることが求められている。

これら本市の情報セキュリティ対策及びITガバナンスの更なる強化の取組（以下「情報セキュリティ対策等」という）を的確に実施するためには、専門的な知見を有する事業者の伴走支援が必要である。

上記情報セキュリティ対策等支援事業の目的を達成するため、専門的な知見を有する事業者により「2 委託業務の内容」で定める業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
情報セキュリティ対策等支援業務委託
- (2) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 委託業務の内容
別紙1仕様書のとおり

3 委託金額の上限

26,598,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 金額は、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

4 プロポーザルの参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者。
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ先及び提出先」のとおり）

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市公式ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり公開する。ただし、交付する資料の一部（後記ア(㌘)、(㌙)、(㌚)及び(㌜)）には、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交することとする。

ア 交付書類

- (㌘) 募集要項
- (㌙) 仕様書（別紙1）
- (㌚) 誓約書（様式1）
- (㌜) 参加表明書（様式2）

- (d) 会社概要（様式 3）
- (h) 見積書（様式 4）
- (k) 京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程
- (l) 京都市情報セキュリティ対策基準
- (m) 京都市情報セキュリティ共通運用手順
- (n) 京都市外部サービス（クラウドサービス）活用の手引（本編）
- (o) 京都市情報システム利用指針（第 7 版）

イ ア(h)、(l)、(n)及び(o)の交付について

(7) 交付期間

令和 6 年 3 月 2 5 日（月）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(i) 交付方法

「情報セキュリティ対策等支援業務に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式 1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印したものと引き換えに後記「1 1 問合せ及び提出先」において交付する。事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(2) 書類の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (7) 参加表明書（様式 2）
- (i) 会社概要（様式 3）
- (j) 企画提案書
- (k) 見積書（様式 4）
- (l) 経費内訳書（見積金額の内訳を記載したもの。様式自由）

※ 以下 (h)～(o) については、「4 プロポーザルの参加資格」の(1)に該当する場合は不要。

- (h) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (k) 「4 プロポーザルの参加資格」(2)エ、オを証明する納税証明書（オは、京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）
- (l) 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合）
- (m) 「4 プロポーザルの参加資格」(2)キを証明する免許等
- (n) 京都市暴力団排除条例施行規則第 7 条の規定に基づく誓約書

イ 提出期限

令和 6 年 3 月 2 5 日（月）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

提出書類は、電子データ（PDF 形式）にて、京都市総合企画局情報化推進室に電子メール（secgov@city.kyoto.lg.jp）で送付すること。

なお、電子データのサイズが目安として10MBを超える場合は、その旨を電子メール(secgov@city.kyoto.lg.jp)で連絡すること。

また、送信後は、必ず電話(075-222-3255)により担当者(情報セキュリティ・ガバナンス推進担当 平井、森藤)に受信確認を行うこと。

(3) 企画提案書の作成について

ア 仕様書に基づき提案すること。

イ 様式は、本市が定めているものを除き、任意とする。ただし、原則、A4サイズとすること。

ウ おおむね30ページ以内として、通し番号を付すこと。

エ 表題は、「情報セキュリティ対策等支援業務に関するプロポーザル企画提案書」とすること。

オ 次に掲げる項目を記載すること。また、本業務に係る独自提案を積極的に記載すること。

(7) 業務知識、経験

本業務実施にあたり、事業者として保有する知識や経験、実績等

(4) 実施体制

実施体制・要員及び受注者と発注者との役割分担、業務責任者及び本業務に従事する業務従事予定者の実績・保有資格・経験等を記載すること。

(5) 実施内容

実施プロセス、実施プロセスの考え方や目的、成果物の作成イメージ、実施業務の作業・支援内容、対応可能な情報システムの企画・調達支援業務の件数(上限〇〇件)

カ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で記載すること。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(7) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(4) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(5) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(7) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(5) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(5) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(7) 提出された書類は返却しない。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問方法

京都市総合企画局情報化推進室に電子メール（secgov@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとし（様式自由）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

電子メール送信後は、必ず電話（０７５－２２２－３２５５）により担当者（情報セキュリティ・ガバナンス推進担当 平井、森藤）に受信確認を行うこと。

(2) 質問提出期限

令和６年３月１５日（金）午後５時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

令和６年３月２１日（木）までに、質問者へ電子メールで回答する。ただし、他の応募事業者に関することなど、質問の内容によっては回答しないこともある。

なお、質問及び回答は、質問者名を伏せたうえで京都市公式ホームページ「京都市情報館」で公開する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

原則としてプレゼンテーションは実施せず、書面による評価とする。

8 審査

(1) 評価の概要

応募事業者から提出された企画提案書等について、選考委員による評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 評価基準等

以下の評価基準に基づき総合的に評価を行う。

評価基準	評価のポイント
業務知識・経験 （２０点）	・ 国、地方公共団体等において、類似業務の実績が十分であるか。 ・ 情報セキュリティに関する国の動向、他都市事例等について、十分な知識はあるか。
実施体制 （２５点）	・ 本業務を実施するに当たって、十分な人員体制となっているか。 ・ スキル、経験が豊富な業務責任者・担当者が確保されているか。 ・ 事業者と発注者の役割分担が明確に示されているか。
実施内容 （３０点）	・ 本業務の趣旨・業務内容を理解し、適切な提案ができているか。 ・ 具体的な支援・作業内容が記載されており、本市の負担軽減につながるか。 ・ 提案内容が実現可能で、効果的か。
追加提案 （１５点）	・ 仕様書に記述がある業務内容等のほかに、事業者独自の追加提案が示されており、業務目的を達成するために有効なものとなっているか。

見積金額 (10点)	・(全提案者中の最低金額／当該提案者の金額) × 10 (小数点以下切捨て)
---------------	--

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

ア 前記「8 審査」(2)に基づき、企画提案書等の内容について選考委員による審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

イ 同点の場合は、次の優先順位により上位者を決定することとし、なお同順位であるときはくじ引により決する。

第一優先順位 市内中小企業（京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。）に該当する者を上位者とする。

第二優先順位 見積金額以外の評価点の合計が高い者を上位者とする。

第三優先順位 実施内容の評価点が高い者を上位者とする。

ウ 合計点が60点を下回るときは、提案者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 審査結果の通知

審査後速やかに、審査結果を各事業者へ通知し、参加した事業者数及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

また、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

なお、契約は、予算執行が可能となる令和6年4月1日以降に締結する。

ただし、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本件に係る予算が成立しないときは、事業が中止になることがある。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生している場合でも、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、企画提案書により提案された内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

(7) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する対価を支払うものとする。

11 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局情報化推進室 担当：平井、森藤

住 所：〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2

電 話：075-222-3255

メール：secgov@city.kyoto.lg.jp